

○函館市温泉供給条例

昭和43年5月1日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、函館市温泉事業の温泉供給についての料金および温泉供給装置工事の費用負担その他の供給条件ならびに温泉供給の適正を保持するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 温泉施設 源泉施設、導湯施設、送湯施設、温泉供給本管その他の温泉供給の用に供する施設で、市の管理に属するものをいう。

(2) 温泉供給装置 第4条第1項の許可を受けた者が温泉の供給を受けるために、温泉供給本管から分岐して設ける温泉供給支管およびこれと直結する用具をいう。

(3) 温泉1日供給量

1 立方メートルを単位とする1日当たりの温泉の供給量をいう。

(供給の原則)

第3条 温泉の供給は昼夜不断とし、非常災害、温泉施設の工事その他やむを得ない事情及びこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の規定による温泉供給の制限又は停止のため、損害を生ずることがあつても、市は、その責を負わない。

(供給の許可)

第4条 温泉の供給を受けようとする者は、第9条の表に掲げる用途ごとに、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた温泉1日供給量を増やそうとするとき、または供給場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、管理規程で定める温泉の適正な供給を維持するうえで支障がないと認める場合に行うものとする。

(許可事項の変更等の届出)

第4条の2 前条第1項の許可を受けた者（以下「温泉使用者」という。）は、許可を受けた温泉1日供給量を減らそうとするとき、または温泉の供給を受けることをやめようとする

るときは、管理者に届け出なければならない。

- 2 温泉使用者は、氏名または住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名または主たる事務所の所在地）に変更があつたときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

（温泉使用者の管理の責任）

第5条 温泉使用者は、善良な注意をもつて温泉供給装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の届け出があつたもののうち、修繕を必要とするものの修繕に要する費用は、温泉使用者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、市がこれを負担することがある。

- 3 第1項の管理及び届け出を怠つたために生じた損害は、温泉使用者の責任とする。

（他への供給の禁止）

第6条 温泉使用者は、その供給を受ける温泉を他に供給してはならない。

（供給の休止）

第7条 温泉使用者は、温泉の供給を受けることを一定の期間休止しようとするときは、あらかじめ、管理者に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた休止の期間を延長しようとするときも、同様とする。

- 2 温泉使用者は、温泉の供給を受けることを再開しようとするときは、管理者に届け出なければならない。

（同居人等の行為に対する責任）

第8条 温泉使用者は、家族、同居人、使用人その他従業員等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

（料金）

第9条 温泉供給料金（以下「料金」という。）の額は、用途および温泉1日供給量に応じ、次の表に基づき算定した額とする。

用途		温泉1日供給量	金額	備考
営業用	公衆浴場用	1立方メートルにつき	月額 1,980円	公衆浴場用は、入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額によつている公衆浴場に適用する。
	その他	1立方メートルにつき	月額 2,200円	
一般家庭用		1立方メートル	月額 2,200円	

	ルにつき		
--	------	--	--

(料金の日割計算)

第10条 月の中途において、温泉の供給を開始し、休止し、廃止し、もしくは休止した温泉の供給を再開し、または供給量を変更したときの当該月の料金は、日割計算によって算定する。

(料金の徴収方法)

第11条 料金は、直納又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、2月以上をまとめて徴収することができる。

(温泉供給装置の新設等の承認)

第12条 温泉供給装置の新設、改造、修繕または撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(温泉供給装置の新設等の費用負担)

第13条 温泉供給装置の新設、改造、修繕または撤去に要する費用は、当該温泉供給装置の新設、改造、修繕または撤去をする者の負担とする。

(工事の施行)

第14条 温泉供給装置の新設、改造、修繕または撤去の工事は、管理者または管理者が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が前項の工事（修繕に係る工事を除く。）を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完了後速やかに管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は、第1項の工事を施行する場合において必要と認めるときは、当該工事の申込みをした者に当該工事に関し利害関係がある者の同意書等の提出を求めることができる。

(温泉供給支管および用具の指定等)

第14条の2 管理者は、供給量を適切に管理し、災害等による温泉供給装置の損傷を防止し、および温泉供給装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、使用する温泉供給支管および用具について、その構造および材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、温泉供給本管への温泉供給支管の取付工事および温泉供給本管への取付口から湯出口までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件について指示することができる。

(工事費の算出方法)

第15条 管理者が施行する温泉供給装置工事の工事費の額は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 経費
- (4) 設計費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、同項の工事費の額に管理者が別に定める額を加算する。

3 前2項に規定する費用の算出について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納)

第16条 管理者に温泉供給装置の工事を申し込む者は、工事費の概算額のうち設計費の一部を申込みと同時に納入し、工事費の概算額の残額を工事施行前に納入しなければならない。ただし、国、地方公共団体およびこれらに準ずるものならびに管理者が特に認めるものについては、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に清算する。ただし、工事の申込みを取り消し、または工事を中止したときは、管理者の定めるところにより清算する。

(工事費の分納)

第17条 工事費の概算額は、管理者の承認を受けて分納することができる。

(手数料)

第17条の2 第14条第2項の設計審査および工事検査を受けようとする者は、次に掲げる手数料を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 設計審査手数料 1件につき 2,300円
- (2) 工事検査手数料 1件につき 4,300円

(供給の停止)

第18条 管理者は、温泉使用者が次の各号の一に該当するときは、その理由の継続する間、温泉の供給を停止することができる。

- (1) 第6条の規定による禁止行為をしたとき。
- (2) 第9条又は第15条の規定による料金若しくは工事費を指定期限までに納入しなかつたとき。
- (3) 第12条の規定による承認を受けないで、温泉供給装置の新設、改造又は撤去をした

とき。

(供給許可の取消)

第19条 管理者は、温泉使用者が次の各号の一に該当するときは、温泉供給の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項の規定による申請に偽りがあつたとき。
- (2) 前条の規定による停止の期間が3月を超えたとき。
- (3) この条例またはこれに基づく管理規程に違反したとき。

(料金を免れた者に対する過料)

第20条 市長は、詐欺その他不正の行為により第9条の規定による料金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第9条の規定は、昭和43年5月分から適用する。
- 2 この条例施行前に、この条例による改正前の条例(次項において「旧条例」という。)の規定によりなされた許可・承認その他の処分又は申請・届出その他の手続は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

(温泉1日供給量についての措置)

- 3 この条例施行前に、旧条例の規定により供給していた温泉1日供給量については、すべて10立方メートルの整数倍とし、端数は四捨五入する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による料金の減免)

- 4 管理者は、令和2年5月1日において旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可(同法第2条第4項に規定する下宿営業の許可を除く。)を受けている温泉使用者(同日において現に営業を営んでいる温泉使用者その他管理者が別に定める温泉使用者に限る。)が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により管理者が別に定める事由に該当する場合は、令和2年5月から12月までの月分として徴収する料金(現に営業を営んでいる期間その他管理者が別に定める期間に係る料金に限る。)を減免することができる。

附 則（昭和50年8月30日条例第40号）

この条例は、昭和50年9月1日から施行し、温泉供給料金に関する改正規定は、昭和50年10月分から適用する。

附 則（昭和55年12月23日条例第37号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年10月7日条例第21号）

この条例は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則（平成4年3月24日条例第20号）

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、平成4年5月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年4月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条の規定は、平成4年5月1日以後の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月27日条例第19号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、平成9年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条第1項の規定は、平成9年4月1日以後の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月18日条例第70号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月15日条例第27号）

- 1 この条例は、平成10年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の函館市温泉供給条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりされている温泉の供給の許可に係る申請は、改正後の函館市温泉供給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によりされた温泉の供給の許可に係る申請とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条の許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から30日以内に管理者に温泉の用途に関する届出をし

なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者は、改正後の条例第4条第1項の許可を受けた者とみなす。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条の許可を受けている者については、改正前の条例の規定は、施行日から30日間（附則第3項の規定による届出があったときは、その届出のあった時までの間）は、なおその効力を有する。

6 改正後の条例第9条の規定は、平成10年8月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年7月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第9号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月17日条例第131号）

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成24年12月18日条例第61号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月31日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第76号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条の規定は、平成26年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

3 改正後の第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月6日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条の規定は、平成31年10月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年9月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

3 改正後の第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る温泉供給装置工事の工事費につい

ては，なお従前の例による。

附 則（令和2年5月7日条例第30号）

この条例は，公布の日から施行する。